



知っ得!! 国保

— 医療保険制度 あれこれ —

保険証トラブルにご用心 —12月は国保適用適正化月間です—

こんなことになっていませんか？

以下の状態になっている場合は、必要な手続きをお忘れになっている場合があります。

①一人に対して保険証が2つある

健康保険の二重加入にご注意ください。

皆野町国保と別の健康保険組合と両方の保険証がお手元にある場合、健康保険の二重加入です。

「社会保険に加入した方」または「家族の社会保険の扶養になった方」は、国民健康保険の喪失手続きが必要です。

手続きに必要なもの

- ・国民健康保険の被保険者証(保険証)
- ・新たに加わった社会保険などの被保険者証(保険証)
- ・印鑑



- ・社会保険加入（資格取得）した日から国民健康保険の被保険者証（保険証）を使用することはできません。
- ・国保喪失の手続きをしない場合は、国保税が課税された状態のままとなります。また、国保の資格がない期間に保険証を使用したときは、医療費を返していただく場合があります。

②世帯内に“会社の保険に加入している方”と“国保に加入している所得の少ない方”がいっしょにいる場合

社会保険の被扶養者になれる場合があります。

ご家族に社会保険に加入している方がいる場合、その方の健康保険の被扶養者として認定される場合があります。被扶養者の要件を満たしているかどうか、勤務先の健康保険担当者、もしくは保険証に記載されている健康保険組合にご確認ください。

※扶養認定の要件は、加入している健康保険組合によって異なる場合があります。

【国民健康保険と社会保険の保険料の算定の違い】

- ・国民健康保険税は被保険者が一人増えるごとに税額が増加します。
 - ・社会保険は、扶養する人数が増えても保険料に変更はありません。
- 本来、社会保険の被扶養者になれる方が、被扶養者になる手続きを行わず国民健康保険に加入している場合、保険税を余分に負担していることとなります。

ご不明な点は、町民生活課保険年金担当（②番窓口）までお問い合わせください。

問合せ 町民生活課保険年金担当 ☎62-1232